

# 令和7年度佐賀県総合福祉センター（児童相談所）夜間休日電話相談業務実施要領

## 1 趣旨

児童相談所における平日の開所時間外の時間帯（以下、夜間という）及び閉所している祝休日（以下、休日という）に行われる通告、相談に対して相談員を配置し、対応することで、相談受付体制を強化する。

## 2 実施機関

佐賀県総合福祉センター

## 3 名称

佐賀県総合福祉センター（児童相談所）夜間休日電話相談業務

## 4 相談電話の設置場所及び電話番号

0952-26-1212

## 5 対象

佐賀県に住む子どもに関する相談を有する、児童本人や保護者・関係者

## 6 事業内容

佐賀県総合福祉センターが電話相談に関する業務を専門業者に委託し、その事業者が雇用した電話相談員が、児童に関する電話相談や、児童虐待通告の受け付けや総合福祉センターの緊急用務の取り次ぎを行う。

## 7 相談内容

- (1) 佐賀県に居住する児童や家庭の相談
- (2) 児童虐待の通告の受け付け

## 8 実施方法

- (1) 本事業は、電話相談に係る専門事業者に業務を委託する。
- (2) 委託事業者の業務は、次のとおりとする。
  - ① 県内の児童とその家族の不安や悩みや子育ての諸問題に関し、別紙マニュアルを参考にし、電話相談に応じる。
  - ② 児童虐待の通告に関して、平日の夜間と休日に24時間受け付けを行う。
  - ③ 電話にて受け付けた内容は、翌日の9:00までにメールにて報告（様式1-1、様式1-2、様式1-3）を行う。
  - ④ 相談者から児童の虐待通告などで緊急を要する内容の電話があった場合、直ちに委託者に連絡する。
  - ⑤ 各月の委託業務の実施状況について、翌月の15日までに（様式2）にて報告す

る。

(3) 開設期間及び時間

令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日

- ・ 県内児童と家庭に関する電話相談業務

平日 17:15～22:00

休日 8:30～22:00

- ・ 児童虐待の通告の受付業務（宿直可）

平日 17:15～翌日8:30

休日 8:30～翌日8:30（24時間）

※22:00～8:30は宿直可能

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて佐賀県総合福祉センターが別に定める。